

道央廃棄物処理組合公印規則

(平成26年 2月18日規則第3号)

(趣旨)

第1条 道央廃棄物処理組合（以下「組合」という。）の公印の制定、管理及び廃止については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(公印の定義)

第2条 この規則において、「公印」とは、組合の公文書に使用する組合印及び職印をいう。

2 前項に定める公印で特殊な用途に使用するため必要があるときは、特殊な公印（刻印及び焼印を含む。）を制定することができる。

(公印の登録)

第3条 前条に規定する公印は、全て別記様式による公印台帳に登録しなければならない。

(公印の名称等)

第4条 公印の名称、形状及び寸法は、別表のとおりとする。

(公印管守責任者)

第5条 公印の管守責任者は、総務課長とする。

2 公印の管守責任者は、公印の盗難、不正使用等のないよう常に保管の確実を期さなければならない。

(印影の印刷等)

第6条 一定の内容のものを多数印刷する場合において、支障がないと認められるときは、その公印の印影を当該公文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

(告示)

第7条 管理者は、公印を制定し、又は改刻し、若しくは廃止したときは告示する。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

名 称	形 状	寸 法
道央廃棄物処理組合之印	正方形	21mm
道央廃棄物処理組合管理者之印	正方形	21mm
道央廃棄物処理組合管理者職務代理者之印	正方形	21mm
道央廃棄物処理組合会計管理者之印	正方形	21mm
道央廃棄物処理組合事務局長之印	正方形	21mm

別記様式（第3条関係）

公 印 台 帳

印 影	公印の名称	
	形 状	形
	寸 法	mm
	保 管 者	
	印 材	製
	制 定	年 月 日 告 示 年 月 日 使用開始
	廃 止	年 月 日 告 示 年 月 日 限り廃止
	制定、廃止 の処理に関 する記事	
	廃 棄	年 月 日